

どのような変更か		何を提出する	いつまでに提出する	提出後はどうなるか	
学籍に関わる変更	休学します (休学を伴う留学の場合は、下記留学しますに従ってください)	<u>異動願 (届)</u>	休学する月の前月20日まで	奨学金の振込を休止します	
	復学します		復学する月の前々月末日まで	奨学金の振込を再開します	
	退学します		退学する月の20日まで ※1日付退学の場合は、前月20日まで	退学手続き処理後に「返還のてびき」等返還に関する資料をお渡しします	
	奨学金の辞退を希望します		辞退する月の20日まで	辞退手続き処理後に「返還のてびき」等返還に関する資料をお渡しします	
留学します	留学中も奨学金の貸与の継続を希望します	<u>留学奨学金継続願</u>	留学する月の前月20日まで ※1日から留学開始の場合は、前々月末日まで	貸与継続が認められた場合、奨学金の振込は継続します	
	留学中は奨学金の貸与を一時休止します	<u>異動願 (届)</u>	留学する月の前月20日まで	奨学金の振込を休止します	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出発前に「留学願」または「休学願」の奨学金受給欄の確認をいたしますので、必ず学生支援課奨学事業係にお越しください。 ■ 「日本学生支援機構海外留学支援制度」又は「官民協働海外留学支援制度」の受給期間は、手続きなしで貸与を継続できます。 ■ 休学して留学する場合は、下記が明記された留学先機関 (大学・大学院のみ可) 発行の入学許可書等のコピー及びその日本語訳を添付してください。 (1) 留学先の資格・身分 (2) 留学期間 (留学プログラムの開始年月日及び終了年月日) 				
その他の変更	引っ越しました	本人・連帯保証人・保証人・その他の連絡先の【住民票住所】が変更になりました	<u>住所変更届</u>	発生後速やかに	登録されている住所が変更になります
		奨学生本人の通学形態が変更になります ※第一種奨学生のみ	月額変更願 ※様式は学生支援課窓口でお受け取り下さい	発生後速やかに	月額が変更されます ※振込済の月から遡って減額を希望した場合、年度内に貸与額の相殺処理を行うため、振込のない月が発生する可能性があります
	貸与月額の増額または減額を希望します		提出日により反映月が異なります		
	振込口座の変更を希望します	<u>口座変更届</u>	変更希望する月の前月20日まで	振込口座が変更されます	
	氏名が変更になりました	<u>改氏名届</u> ※振込口座名義が変わる場合、口座の変更も提出が必要です	変更希望する月の前月20日まで	登録されている氏名が変更になります	
連帯保証人・保証人・その他の連絡先の人物変更・改氏名・生年月日および続柄の変更	<u>連帯保証人・保証人等変更届</u>	発生後速やかに	届出のあった事由が変更・修正されます		

上記に記載のない手続きに該当する場合、または提出期限を過ぎて手続きが発生した場合は、至急学生支援課窓口にお問い合わせください。